



® 平成 29 年 11 月 24 日 (金)

No. 14576 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆商標判例読解⑤④

「バイクリフター」事件判決(メタタグにおける記載と商標権侵害)(1)

☆注目知的財産権法判例紹介 [86] (8)

☆「春宵一刻」オランダの茶会 (10)

商標判例読解⑤④

「バイクリフター」事件判決 (メタタグにおける記載と商標権侵害)

ユアサハラ法律特許事務所／商標判例研究会

弁護士 神田 雄

事件番号：平成27年(ワ)第547号

裁判所：大阪地方裁判所第26民事部(高松宏之(裁判長)、田原美奈子、大川潤子)

判決日：平成29年1月19日判決

結論：請求一部認容

出典：LLI/DB 判例秘書



知的財産の戦略強化を図ります®

特許業務法人

岡田国際特許事務所

会長 弁理士 岡田 英彦(訴訟)

パートナー補弁理士 佐久間 卓見(機械)

副所長 弁理士 安藤 徹(物理)

弁理士 太田 直矢(バイオ)

弁理士 森山 照規(機械)

所長 弁理士 服部 光芳(機械)

パートナー補弁理士 矢代 加奈子(商標)

相談役 弁理士 福田 鉄男(機械)

弁理士 加藤 圭一(バイオ)

米国パテントアトニー ロヒト・デワン

〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目10番19号(名古屋商工会議所ビル内)

TEL 名古屋(052)221-6141 FAX (052)221-1239

URL <http://www.okada-patent.gr.jp>

★キーポイント

本判決は、メタタグにおける標章の記載と商標権侵害の成否を判断した判決であり、特にキーワードメタタグについての判断を示した点で、インターネットと商標権侵害に関する一つの論点に実務上参考となる裁判例を提供するものである。

第1 事案の概要

1 要旨

本件は、下記3の商標権を有する原告が、被告に対し、被告が下記4の各標章を使用してオートバイ運搬用台車を販売等する行為が原告の商標権の侵害行為に当たるとして、被告各標章の使用の差止め、被告各標章を使用したオートバイ運搬用台車の譲渡等の差止めと廃棄、被告各標章のウェブサイト等からの削除を求めた事案である。

また、原告が、被告に対し、被告がウェブサイトのキーワードメタタグ、タイトルタグ及びディスクリプションメタタグにおいて原告商標及び被告標章を使用する行為が原告の商標権侵害に当たると主張して、原告商標及び被告標章のキーワードメタタグ、タイトルタグ及びディスクリプションメタタグからの削除を求めた事案である。

原告はさらに、不正競争防止法に基づく差止めと、商標権侵害行為及び不正競争行為についての損害賠償を求めたが、これらについては本稿においては割愛する。

2 当事者

原告：株式会社アトラス

アルカリイオン整水器・浄水器のリース及びレンタル並びに健康器具の販売、健康食品の販売等を主たる業務とする株式会社である。

被告：株式会社ワールドウォーク

自動二輪車、自動車、自転車の本体及び部品の売買及び輸出入等を主たる業務とする株式会社である。

3 原告の商標 (以下「本件商標」といい、本件商標に係る権利を「本件商標権」という。)

バイクリフター
BIKE LIFTER

指定商品 第12類 オートバイを横方向にずらし移動するための台車・その他オートバイの運搬用台車

出 願 日 平成21年10月27日

登録番号 第5383617号

登 録 日 平成23年1月14日

4 被告の標章 (以下、付記した番号によりそれぞれ「被告標章1」「被告標章2」といい、総称して「被告各標章」という。)

1

バ イ ク シ フ タ ー

2

bike shifter

5 被告の行為

(1) 被告商品の販売

平成25年8月から少なくとも平成28年8月まで、被告各標章を付したオートバイ運搬用台車である被告商品 (原告商標の指定商品に含まれるもの) を製造し、販売し、又は販売のために展示していた。

(2) 宣伝広告

少なくとも平成28年8月まで、ホームページ上に、商品名を「バイクシフター」又は「bike shifter」とする被告商品の写真を掲載し、商品説明等の文章中において、「バイクシフター」、「bike shifter」の語を使用していた。

また、少なくとも平成28年8月まで、YAHOOショッピング、楽天市場、Amazon、